

【資料2】

令和8年1月16日
政策調整会議資料
産業振興課作成

(仮称)未来につなぐ川西市中小企業
振興条例(案)要綱に係る
市議会意見と市の検討結果

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
1	前文 条例第3条 (基本理念)	大企業から下請けや委託というような形の流れることができると思いますが、下請けの労働環境や労働者の働かされ方について、労働者を守るということは、絶対条件にしていきたいと思います。 また、しっかりと地元の業者さんたちが頑張れるように、そこで働く方たちがちゃんと人間らしく働いて、当たり前の給料をもらって生活できるということをぜひ大事にしていきたいと思います。	前文の第3段落の1行目に「労働者が安心して働ける環境の整備」という文言を追加し、地域経済及び社会に活力ある未来をめざしていくことを明記しました。 なお、本条例の第3条第3項では「中小企業の活力を地域経済の発展及び雇用の安定につなげ、市民等の豊かな暮らしを実現する」としており、労働者を含む「市民等」に豊かな暮らしを実現することを基本理念としています。
2	前文 条例第3条 (基本理念)	中小企業を振興して、こどもの未来も含めてみんなで幸せになっていこうとする条例だと解釈しておりますが、中小企業の経営者側の内容は入っているのに対して、働く人側には光が当たってないと感じています。働く方が安心して働ける環境の確保や安全、尊厳を守るという文言をぜひこの中に入れていきたいと思います。	
3	前文 条例第3条 (基本理念)	働く側の立場の考えや意見が反映されるような検討をぜひ進めていきたいと思います。	
4	条例第3条 (基本理念)	資料3の狙いのところと第3条の基本理念の中で、こどもたちが夢や希望を叶えることができる、活力ある未来を築くとあります。こどもたちには夢と希望を与えるためにも、もう少し具体的な文言として、例えば全国展開や海外進出、あるいはネット事業などの文言なんかも加えることによって、イメージとして膨らむかなと思います。	本条例は、中小企業の振興につながる施策を構築する枠組みを定める条例として、各条文を明記していることから、「全国展開」や「海外進出」「ネット事業」といった具体的な表現については、明記する考えはございません。具体的な施策を展開する産業ビジョンの中で、夢に向かって挑戦できるまちづくりを推進していくために検討していくものとして考えています。
5	条例第5条 (中小企業の役割)	中小企業の役割や責務として、人材の育成や雇用の安定化、障害や多国籍の問題などの配慮、労働環境などにも是非対応してほしいです。	第4条施策の基本方針の第2項では「事業を担う人材の育成等中小企業の持続可能な成長につながる支援を実施すること。」と、第5条中小企業の役割では「中小企業は、市民生活を支える雇用機会及びサービスを提供し、地域経済の発展に努めるとともにまちづくりに貢献するものとする。」とし、これらを明文化し、施策の展開を図っていくことで、市内労働環境のさらなる改善にもつなげられるよう努めていきます。
6	条例第6条 (金融機関の役割)	川西市内の金融機関について、地銀が何行、信用金庫が何行あるかについて教えていただきたいです。	市内にある地方銀行と信用金庫の数は、地方銀行が5行、信用金庫が1行です。
7	条例第7条 (大企業の役割)	それぞれの役割の中で、大企業の事業活動による影響は、すごく大きいと思います。大企業が、地域の発展や貢献に協力をしていくことは理解できますが、事業活動の影響が大きい大企業について、地域の一員として、責任の自覚というような文言も1つ要るのではないかと思います。	本条例第7条第1項で大企業の影響力を活かしながら、中小企業や市などと連携を強化して、地域の一員として地域経済の貢献に努めてもらうよう、大企業の役割として明記しています。 また、大企業が中小企業や他の多様な主体者との連携強化を図っていただくことで、地域経済の発展につなげていきたいと考えています。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
8	条例第9条 (市民等の役割)	市民に役割を担っていただくと明記されていますが、市民が本当の意味で、地域経済の発展に協力し、生活の質を上げていくことについて、誰かが発信して継続しなければならないと思います。 市が行うのか、または商工会の責任としてやるのかということを明らかにし、どういう形で市民に理解をしてもらうのかを分かりやすくしてもらえると有り難いと思います。	市民等に本条例に定める役割を担っていただくことは、市内地域経済にとって重要と考えており、情報発信については、市HPやSNS等を活用し、本条例を周知していきます。 また、市が商工会と協力しながら実施する経済対策などで、中小企業の利用促進を図るとともに、商工会が中小企業の事業活動向上及び改善を行うよう努めていただくことで、市民等に地域経済の発展に協力するといった役割を浸透させていきます。
9	条例第10、11条 (市の責務) (商工会の責務)	中小企業や新しい事業を立ち上げようとしている人にとって、補助金制度などは難しい。市や商工会がしっかりとサポートすべきだと思います。	本条例を制定することで、市や商工会の責務を明確にし、さらなる連携の強化を図っていきます。中小企業や起業したい人のサポートといった相談業務などにおける市と商工会の連携強化にもつなげていきます。
10	条例第10、11条 (市の責務) (商工会の責務)	行政間による連携不足から、起業をする手続きが煩雑で諦めてしまう人がいます。横串の連携が非常に大事になってくるため、この条例を作って、現在も苦しんでいる中小企業のサポート、今後挑戦したいという人について、責任を持ってサポートしてほしいです。 また、この条例ができることで、部署をちゃんと作っていただけることを期待しています。	起業については、現状は商工会やまちなか交流拠点マチノマによって起業相談などの対応をしています。本条例を制定することで、市と商工会の連携をさらに強化するとともに、サポート体制について連携を密にしていきます。
11	条例第11条 (商工会の責務)	業態によって、様々な連盟や協会などの繋がりが市内にもたくさんあると思います。商店会や商店連盟も地域経済や市民に直結しますので、商業というものの全体が発展しない限り、まちのにぎわいが起こらないと感じております。 商工会には、様々な部会があり、部会を啓発することも振興に繋がると思うので、その辺りのハブ的な役割を商工会もしくは市がきちんとやっていただけるようお願いをします。	条文の第11条第1項で、商工会が地域の拠点的な役割を担うことを責務として明記しており、商工会内の部会等も含めて、様々な主体者とのつながりや連携を促進することで、まちのにぎわいの向上に向けて推進していきます。
12	条例第12条 (協議の場の設置)	商工会との協議の場について、実際どうなっているのかということが市民に見えるようにならないと伝わらないと思いますので、そういった部分についてもお願いします。	本条例により設置する市と商工会の協議の場の内容については、協議した結果の概要を、市のホームページ等を通じて公表する考えです。
13	条例第12条 (協議の場の設置)	商工会の職員がどれぐらい配置されるかは、県や全国で決定するところでもありますので、市がしてほしいことに対して商工会が答えることができるかは、その状況で変わってくると考えております。 市と商工会の両輪をしっかりとまわしていくためには、県や全国の商工会の理解が非常に大切になりますので、その部分をしっかりと理解した上で話し合いを進めていただければ幸いです。	市と商工会で連携する施策などについては、県等の商工会の状況も加味し、商工会の人的配置も踏まえた上で、協議の場で共通の課題や認識を共有して実施していきます。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
14	条例第12条 (協議の場の設置)	地元の小さなお店や企業が、地域の方たちとともにまちづくりを担っていくのは基本だと思っています。費用や競争原理の観点はやむを得ないかもしれませんが、地元の企業が生き残って、地域住民のために頑張っていける仕組みづくりみたいなことをぜひお願いをしたいと思います。	中小企業が、本市にとって重要であることを認識しています。本条例で設置する市と商工会の協議の場において、中小企業が地域経済に貢献できるような仕組み作りも含めて、地域経済の発展につなげられるような施策等を協議し、実行に移していきます。
15	条例第13、14条 (産業ビジョンの策定) (産業ビジョンの実施)	条例の第13条14条に、産業ビジョンの策定と実施とありますが、中核になる計画の実効性、評価も全て含まれると思います。本条例をつくったことで、産業ビジョンが推進されるということも含めて、実効性の検証という部分を含めるためにも。産業ビジョン推進委員会との関係も入れる方が良いかと感じております。	産業ビジョンと産業ビジョン推進委員会との関係性については、「川西市付属機関に関する条例」において、別に定めています。 本条例では、目的を達成するための具体的な施策展開を図るための方法として、産業ビジョンの策定と実施を位置づけており、産業ビジョン推進委員会において、各施策個別のPDCAサイクルをまわしながら、事業検証をしています。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	10/21 委員協議会 後の意見
1		【記載例】		
2	【全体】	第6次総合計画での地域別構想の取扱いはどうなっていますか。	地域別構想は基本計画の中の小施策28において、地域別構想に関する説明文を記載しています。 また、各地域において地域別構想の策定を進めているところでは、	
3	【全体】	第5次総合計画では地域別構想を大きく取り上げていたが、今回は違うのですか。		*
4	【基本計画】37～40 ページ	・分野別目標05「変革の歩みを止めない川西の実現」についてここに属する小施策のいずれもが「変革」という意気込みを感じ取れないです。特に、小施策29【行政経営】で「総合計画達成率」を指標に挙げるのは違和感があります。人事評価制度や内部統制の視点などを盛り込む必要があるのではないのでしょうか。	小施策ごとにそれぞれの概要を記載しており、さらに具体的な取組みについては、関連する代表的な計画において記載しています。 また、小施策29の指標である総合計画達成率については、当該小施策における「市民とともにめざす未来像」の進捗をはかる指標であることから設定しています。 小施策30の職員育成については、ご意見のとおり人材育成、能力の発揮を念頭に記載しています。	
5	【基本計画】39ページ	・小施策29【行政経営】指標「経常収支比率」について補足がないと何のことが分かりづらいです。市民がジブンゴトして関わりたいと思ったとき、特に財政面などは明らかにしておくことが重要であると考えます。	指標の説明については、指標一覧を作成し、根拠や参考値を付記するなど、わかりやすいように工夫します。	*